証券口座の乗っ取り被害にご注意ください！

知るぽると
宮城県金融広報委員会

お金や暮らしの知恵を学びましょう！

近年、インターネット上で簡単に取引ができるようになったことや、２０２４年１月から新しいＮＩＳＡ制度が始まったことなどを受けて、証券口座の開設数が増加しています。

証券口座で取引を行う「株式」や「投資信託」は、預貯金や国債と比べるとリスク（値動き）がある金融商品で、元本割れしてしまう可能性がありますが、「長期」「積立」「分散」といったポイントを押さえることで、リスクを軽減し、安定的な資産形成を期待することができます。

しかし、２０２５年に入り、証券口座の乗っ取り被害が急増しています。自分の取引パスワードなどが盗まれ、保有している金融商品を勝手に売られてしまったり、別の金融商品を購入されてしまったことが報告されています。

口座の乗っ取りは、どのようにして発生するのでしょうか。また、私たちは、どのような点に気を付ければよいのでしょうか。

不正取引の発生状況

	2025年1月	2025年4月	2025年5月	合計
不正取引が発生した証券会社数	2	9	16	―
不正取引の金額	約1.5億円	約2,886億円	約2,094億円	**約5,240億円**

どのような手口で口座が乗っ取られるの？

手口の一つが、フィッシングです。証券会社になりすましたメールが送られてきて、記載のあるＵＲＬにアクセスすると本物そっくりの偽物のサイトに誘導されます。そこでパスワードなどを入力してしまうと、相手が自分の口座を自由に操作できるようになってしまいます。

なりすましのメールには、「異常な取引が確認されたため、至急ご確認ください」、「取引継続のために、お客様情報の再確認が必要です」などといった、緊急性・重要性の高い内容が書いてあることがあり、焦る気持ちを引き起こさせます。

また、別の手口として、コンピュータウイルス感染により、パスワード等の情報が盗まれてしまうこともあります。

どういう点に気を付ければいいの？

不審なメールは開かない、メールに記載されたＵＲＬをクリックしない、パソコンなどのセキュリティは常に最新の状態にしておくなどの対策をしましょう。また、各証券会社では、セキュリティを強化するため、「**多要素認証**」（パスワードとは別の情報で本人確認をする方法）を順次取り入れています。多要素認証は、取引をするためにパスワード以外の情報も設定・入力する必要があり、煩雑にはなりますが、大切な資産を守るためには必須です。

出典：金融庁ホームページ

発行／宮城県消費生活センター

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

2025
7 July
月号
第184号

INDEX

◆ ネット通販での購入時には
最終確認画面のスクリーンショットを保存しましょう！
◆定期購入「返品」だけでは解約になりません
◆消費生活センターからのお知らせ
◆証券口座の乗っ取り被害にご注意ください！（宮城県金融広報委員会）

やってみよう！

ネット通販での購入時には
最終確認画面のスクリーンショットを保存しましょう！

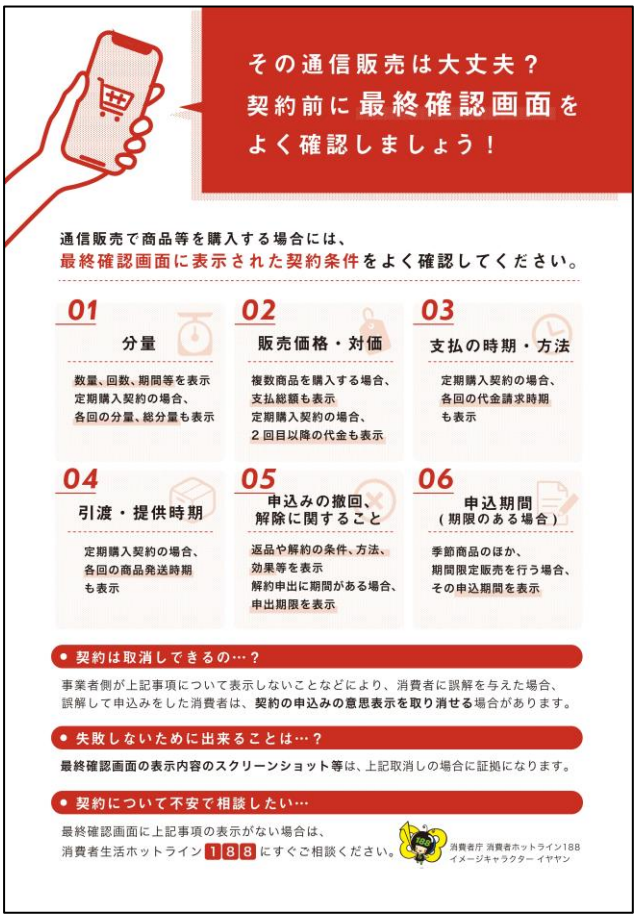

出典：消費者庁ホームページ

注目！ 定期購入「返品」だけでは解約になりません

事例 1

ネット広告で見たサプリを注文した。１回だけのお試しのつもりだったのに、２回目が届いたので送り返した。すると、請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置していたら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。

事例 2

SNS の広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。

★ ひとこと助言 ★

◆低価格やお試し等を強調する広告を見て、１回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。

◆自分は１回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。

◆ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかりと確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。

◆誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

出典：国民生活センター

消費生活センターからのお知らせ

県内で消費生活相談員の就職を希望又は検討されている方は、「宮城県消費生活相談員人材バンク」への登録をお願いします。

※登録により就職先を保証するものではありません

宮城県　消費生活員相談員　人材バンク

7月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
6/29	6/30	1	2	3	4	5
休	○	○	○	○	○	○
6	7	8	9	10	11	12
休	○	○	○	○	○	○
13	14	15	16	17	18	19
休	D	○	○	○	○	○
20	21	22	23	24	25	26
休	休	○	○	○	○	○
27	28	29	30	31	8/1	8/2
休	○	○	○	○	○	○

- 宮城県消費生活センターの７月の相談受付日は、左表の○印の日です。
- 毎週日曜日・祝休日はお休みです。また、７月14日（月）の午前中（相談員研修）はお休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、お近くもしくは、開所している市町村や、都道府県の消費生活相談窓口につながります。

出典：消費者庁イラスト集

消費生活相談窓口

消費者ホットライン「いやや 188」
ひとりで悩まず まず相談！
最寄りの消費生活相談窓口につながります。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
022-211-3123
相談時間　月～金　９時～１７時
土　９時～１６時（祝日・年末年始除く）

◎ 各県民サービスセンター相談窓口
（相談時間 月～金 ９時～１６時　祝日・年末年始除く）

仙南圏
大河原地方振興事務所県民サービスセンター
0224-52-5700

大崎圏
北部地方振興事務所県民サービスセンター
0229-22-5700

栗原圏
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター
0228-23-5700

石巻圏
東部地方振興事務所県民サービスセンター
0225-93-5700

登米圏
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター
0220-22-5700

気仙沼圏
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター
0226-22-7000

電子申請による消費生活相談はこちらから
＊回答は，消費生活相談員から電話で行います。

X(旧 Twitter)
やってます

©宮城県・(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。